

JASDAQ 市場における売買停止期間の見直しについて

平成 15 年 12 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、従来、会社情報に係る売買停止を行った場合は、店頭登録会社が当該情報の発表を行った場合でも終日売買停止としていたが、近年の情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえ、昨年 10 月には、売買停止期間を店頭登録会社による発表後 60 分とする、売買停止期間の見直しを行った。

その後の証券市場を巡る外部環境をみると、さらなるインターネット等の普及等により、市場参加者の情報入手の迅速性・容易性は格段に向上し、迅速な取引機会の提供へのニーズが高まっているところである。また、今般のインサイダー取引規制の見直し（平成 16 年 2 月施行予定）により、店頭登録会社が開示を行った場合は、直ちに証券業協会等のホームページで当該情報を入手することが可能となる予定である。

本協会では、このような外部環境の変化や市場参加者のニーズに対応するため、今般、JASDAQ 市場における売買停止期間の見直しを行うため、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 2。以下「売買規則」という。）について、所要の整備を図ることとしたい。

項 目	内 容	備 考
1．見直しの概要 (1) 現行制度	・ 本協会では、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるとき又は当該情報の内容を周知させる必要があるときは、売買停止を行っている。 ・ 売買停止期間は、店頭登録会社が当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後 <u>60 分を経過した時まで</u>としている。 ・ ただし、登録銘柄としての登録取消し及び店頭管理銘柄としての登録を本協会が決定・公表したときは、当該決定・公表日からその翌営業日の JASDAQ システムを通じて店頭売買取引を行うことができる時間（午前 9 時）までは売買停止を行っている。	・ 別紙参照。

項 目	内 容	備 考
(2) 改正概要	・ 売買停止期間を、店頭登録会社が当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後 <u>30 分を経過した時まで</u>とする。 ・ ただし、現行どおり、登録銘柄としての登録取消し等及び店頭管理銘柄としての登録を本協会が決定・公表したときは、当該決定・公表日からその翌営業日の JASDAQ システムを通じて店頭売買取引を行うことができる時間（午前 9 時）までは売買停止とする。	・ 売買規則第 36 条第 1 項第 2 号の改正。
2. 施行時期等	・ 平成 16 年 1 月 8 日までパブリックコメントを行う。 ・ 新聞広告やリーフレット等による周知を行った後、平成 16 年 2 月中旬を目途に施行する。	

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成 15 年 12 月 16 日から平成 16 年 1 月 8 日 17:00 まで

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

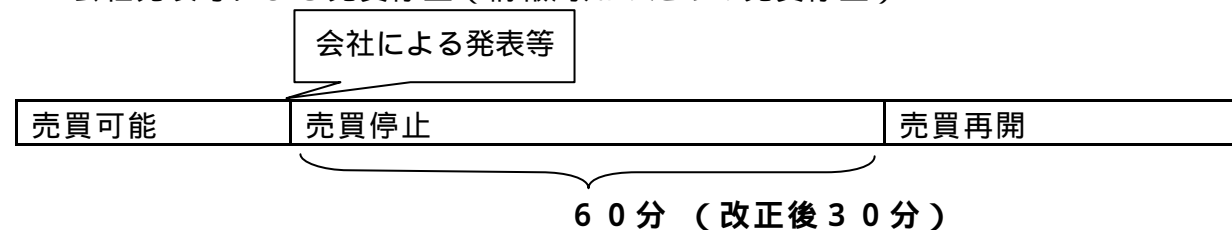
（注）住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

本件に関する問い合わせ先：

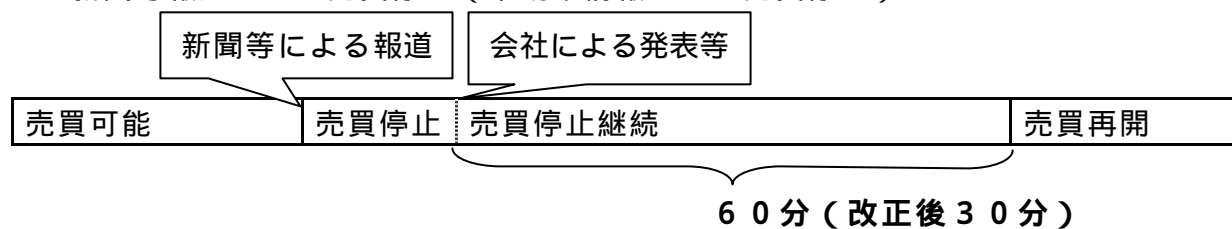
日本証券業協会 店頭市場部 担当：島村、山本（Tel：03 - 3667 - 8459）

売買停止制度の概要（現行及び改正後）

1．会社発表等による売買停止（情報周知のための売買停止）



2．新聞等報道による売買停止（不明確情報による売買停止）



3．売買停止後、登録銘柄としての登録取消し及び店頭管理銘柄としての登録が発表された場合

